

AWA J I 島博デジタルスタンプラリー委託業務 仕様書

1 業務名

AWA J I 島博デジタルスタンプラリー委託業務

2 目的

淡路花みどりフェアや大阪・関西万博の開催を契機として、近畿圏内のみならず多くの方々に、淡路島最大の魅力である「食」、淡路島ならではの体験を通じて、自然・景観・歴史・文化・産業・名所など多彩な魅力を楽しんでいただき、開催後もリピーターとして淡路島を訪れていただくことを目的として、デジタルスタンプラリー（以下「ラリー」という。）を実施する。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

なお、契約については、年度ごとに行うものとする。令和7年度については、予算成立を前提としたものであり、予算の減額又は削除があった場合には、契約内容の変更又は契約を行わないことがある。

4 事業費

令和6年度は¥6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）、令和7年度は¥4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）をそれぞれ上限とする。

5 業務内容

(1) 概要

ラリー事業を企画・運営するための事務局業務全般を行い、事業の設計やデジタル面での仕組みを構築するとともに、構築した仕組みを的確に運営する。

なお、ラリー事業を企画・運営するための事務局業務全般を委託するが、業務詳細については、事前に委託者と協議のうえ決定することとする。

(2) 内容

ア ラリー事業の設計

(ア) 来島者が淡路島のより広範なエリアを周遊し、できるだけ多くの場所を訪問して楽しんでもらうとともに、分かりやすいラリーゲームとなるような仕組みとすること。

(イ) 淡路島の施設等に二次元コードを掲示するチェックポイントを設け、ラリー参加者（以下、「参加者」という。）は、当該チェックポイントを周遊し、獲得したスタンプ数に応じて抽選で淡路島ならではの賞品を得ることができるものとする。

※できるだけシンプルなもの。説明がなくても参加者などがわかりやすいものとする。

(ウ) ラリーの実施期間は、令和7年3月1日から同年10月31日までの8か月間とする。なお、通期での実施、又は、期間を分けての実施のいずれでも可とする。

イ システムの構築

- (ア) 可能な限り多様なスマートフォン等モバイル端末機（以下「スマートフォン等」という。）に対応可能なシステムとすること。
- (イ) 参加者にとって見やすく、操作しやすい画面表示とすること。
- (ロ) 参加者が自らの意思で簡易にユーザー登録をすることにより、参加できるシステムとすること。
- (ハ) スタンプの獲得方法は、二次元コード機能を活用し、参加者が分かりやすく、便利な方法とすること。また、山間部等電波状況が良くないチェックポイントにおいてもスムーズにスタンプが獲得できるように努めるとともに、うまく獲得できなかった場合の方策を提案すること。
- (ニ) 参加者がラリー参加中に、スマートフォン等を別のスマートフォン等に変更した場合でも、可能な限り獲得したスタンプ等の情報が引き継げるようなシステムとすること。

ウ ラリーツールとしてスタンプ獲得のための二次元コードを作成

エ ラリー参加施設等（以下、「施設等」という。）の募集・勧誘・とりまとめ（掲載情報及び画像収集、掲載内容の確認等）・実施調整

- (ア) 下記①の施設に対するラリー事業参加のとりまとめ（掲載情報・画像収集、掲載内容の確認等）、ラリーの実施の調整を行う。

①参加施設（施設の重複あり）

- ・淡路島グルメ提供店舗（約 200 店舗）
- ・こだわり宣言店（約 100 店舗）
（参照：淡路島グルメガイド HP/<https://gourmet.awajishima-kanko.jp/>）
- ・ひょうごフィールドパビリオン（18 か所）
- ・「淡路島ならではの本物体験」プログラム提供施設（30 件）
（参照：淡路島観光協会 HP/<https://www.awajishima-kanko.jp/taiken/>）
- ・淡路島観光協会会員（宿泊・観光施設など観光客来訪施設など約 400 箇所）

②その他、ラリー参加希望事業者の募集、勧誘、とりまとめ、実施調整

- (イ) 施設等の数は、300 箇所以上を想定（変動あり）。
- (ロ) 施設等の数によって運営費用が大きく変動すると考えられるため、施設等の数ごとに費用の見積金額を提示すること（501～600 箇所、401～500 箇所、301～400 箇所、300 箇所以下の 4 パターン）。

オ ラリー事業に関する施設等用マニュアルの作成

カ 施設等の現場対応に関する連絡及び指導（マニュアルの配付と説明を含む。）

キ 参加者募集の告知に関するポスター・チラシ・SNS 等の媒体の作成とその活用による広報

ク 参加者及び施設等からの問合せ等への対応（コールセンター機能、苦情対応、施設等への適切な指導）

ケ 参加者に提供する賞品の調達（調達に係る経費は委託費を含む）

コ スタンプ獲得数に応じた賞品の応募区分・当選者数等の設定

- サ 参加者からの賞品の応募受付、抽選による当選者の決定と賞品の発送（発送に係る経費は委託費を含む）
- シ その他の提案によりラリー事業に反映された事項に関すること

6 実績報告書・成果物の提出

(1) 業務終了後、実績報告書の提出

(2) 成果物の提出

- ア ラリー参加者数（年代・性別・居住地等のデータ）
- イ チェックポイントごとに獲得されたスタンプ数
- ウ 参加者の属性に応じた獲得スタンプ数のデータ等
- エ 賞品応募者等個人情報一式
- オ 構築されたシステム機能全体を説明する資料、マニュアル、二次元コード
- カ 電子媒体（CDR又はDVD）2式

7 著作権等について

(1) 著作権の帰属

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、AWAJI島博実行委員会に帰属する。AWAJI島博実行委員会が認める場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

(2) 経費に関する事項

- ア 第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は、受注者が行うこととし、その経費は本業務に含むものとする。
- イ 受注者又はAWAJI島博実行委員会が従前から使用していた動画等を使用する場合も、上記のとおりとする。

8 損害賠償

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、AWAJI島博実行委員会に発生原因及び経過等を速やかに報告し、同委員会の指示に従うこと。